

●介護職員等特定処遇改善加算

令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

○「見える化要件」とは、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することです。

以上の要件に基づき、当法人における賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	自己啓発による資金支援を促進するため資格手当を支給している。 より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対し、研修の受講支援やサービス提供責任者、中堅職員、新任職員とレベルに応じた外部研修の受講を全員に行っている。
労働環境・処遇の改善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	定例のミーティングを開き情報共有を徹底している。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、全館禁煙、敷地内に分煙スペースを確保。
その他	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励している。
	職員の増員による業務負担の軽減	積極的に職員を採用し、一人一人の業務を分散させ負担を軽減している。